

2024年6月7日

第153期定時株主総会招集通知に際しての法令及び定款に基づくインターネット開示事項（第1号議案に関する事項）

株主総会参考書類 第1号議案に関する事項

■京成電鉄株式会社の定款

■京成電鉄株式会社の最終事業年度（2024年3月期）に係る計算書類等の内容

関 東 鉄 道 株 式 会 社

次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.kantetsu.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

①京成電鉄株式会社の定款

②京成電鉄株式会社の最終事業年度（2024年3月期）に係る計算書類等の内容

京成電鉄株式会社定款

(2022年 6月29日改正)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は京成電鉄株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 鉄道による一般運輸業
- (2) 自動車による一般運輸業
- (3) 土地建物の売買及び賃貸業
- (4) 建築物の設計、工事監理並びに土木、建築、電気工事の施工・請負業
- (5) 広告業
- (6) 旅行業
- (7) 情報提供・処理サービス業、電気通信事業及び有線放送事業
- (8) 駐車場の経営
- (9) 遊園地又は娯楽機関の経営
- (10) 食料品の製造販売、酒類、清涼飲料水、医薬品、日用品及び雑貨類の販売
- (11) 煙草、郵便切手及び収入印紙の販売
- (12) 以上各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を千葉県市川市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は5億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式の数は100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株主名簿並びに新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り又は買増し、その他株式又は新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、取締役会が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、東京都又は千葉県において招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会決議事項)

第16条 当会社の株主総会においては、法令又は定款に別段の定めのある事項のほか、当会社の株式等の大規模な買付行為に関する対応策の導入、継続、廃止又は変更についても、その決議により決定することができる。

2 前項に定める当会社の株式等の大規模な買付行為に関する対応策とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みとして事前に定めるもののうち、当会社の発行する株式その他の権利の大規模な買付行為等を行おうとする者に対して当会社が遵守を求める手続、並びに大規模な買付行為等に関して当会社が行う対

抗措置の要件、手続、内容等の定めをいう。

- 3 当社は、第1項に定める当社の株式等の大規模な買付行為に関する対応策に定める手続に従い、取締役会の決議により新株予約権の無償割当て及び募集新株予約権の割当てを行うことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は20名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は株主総会でこれを選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって、取締役中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役中からこれを選定する。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会)

第26条 取締役会は取締役をもって構成し、会社の業務執行に関する重要事項を審議決定する。

(招集権者及び議長)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。

- 2 取締役会長を欠くとき又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(招集通知)

第28条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の

場合にはこれを短縮することができる。

(決議方法)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第31条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する細目については取締役会が定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める額を限度として、その責任を免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第34条 当社の監査役は5名以内とする。

(選任)

第35条 監査役は株主総会でこれを選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第37条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会)

第39条 監査役会は監査役をもって構成し、法令で定める事項のほか、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議をする。ただし、監査役の権限の行使を妨げない。

(招集通知)

第40条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(決議方法)

第41条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(議事録)

第42条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規則)

第43条 監査役会に関する細目については監査役会が定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第44条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議をもって、法令の定める額を限度として、その責任を免除することができる。

2 当社は、監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を、監査役との間で締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)

第45条 会計監査人は、株主総会でこれを選任する。

(任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第49条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第50条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金又は中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

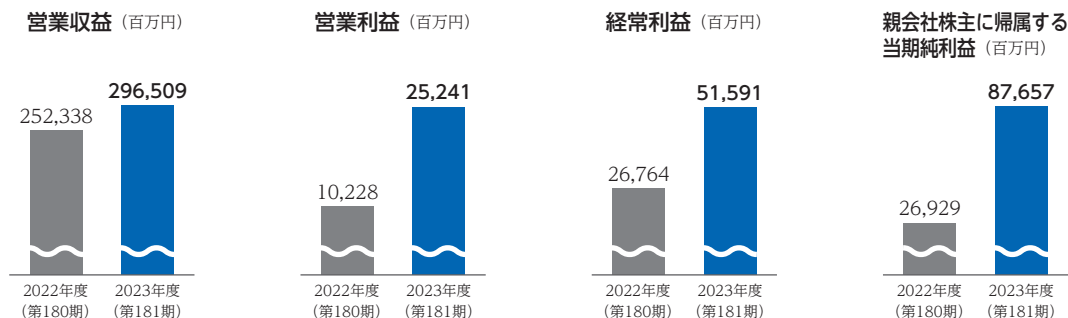
(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行し、企業収益の改善や個人消費の持ち直しがみられるものの、雇用環境の変化に加え、円安や物価上昇の影響もあり、緩やかな回復となりました。

このような状況の中で、当社グループは、中期経営計画「D1プラン」(2022~2024年度)において、「コロナ禍による低迷から成長軌道へと回帰するとともに、長期ビジョン実現に向けた経営推進体制を整備する」を中期経営目標として掲げ、諸施策を推進してまいりました。

また、2025年4月1日を効力発生日とし、当社を存続会社、新京成電鉄株式会社を消滅会社とする合併契約を10月31日付で締結いたしました。

以上の結果、営業収益は2,965億9百万円(前期比17.5%増)となり、営業利益は252億4千1百万円(前期比146.8%増)となりました。経常利益は、515億9千1百万円(前期比92.8%増)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益の計上により、876億5千7百万円(前期比225.5%増)となりました。



次に事業別にご報告いたします。

運 輸 業

鉄道事業では、ホームドア等の整備を推進するため、3月より「鉄道駅バリアフリー料金制度」に基づく料金収受を開始いたしました。安全輸送確保の取り組みとして、異常時対応等のさらなる迅速化を図るため、デジタル方式の列車無線へ完全移行したほか、押上駅にホームドアを設置いたしました。また、高架橋及び駅の耐震補強工事等を進めました。

大規模工事については、葛飾区内の押上線連続立体化事業において、京成立石駅仮駅舎新設工事を推進したほか、本線荒川橋梁架替事業等、各種工事を推進いたしました。また、成田空港の機能強化に伴う輸送力の強化に向けて、宗吾車両基地の新工場建設に向けた準備工事を実施し、2024年4月に起工式を行いました。

営業面では、11月にダイヤ改正を実施し、LCC等夜間到着便をご利用のおお客様の利便性向上のため、成田空港を深夜時間帯に出発するスカイライナーを1本増発いたしました。また、海外旅行博への出展による訪日外国人旅客の誘致等、海外プロモーションの強化を実施したほか、韓国等海外の航空会社や鉄道会社と連携した各種施策やWeChatを用いたスカイライナーチケットの販売開始等、海外における営業強化に取り組みました。さらに、仙台等の各都市において、スカイライナー周知を行ったほか、「スカイライナーご利用4500万人達成記念式典」を開催いたしました。

バス事業では、高速バス路線において、成田空港発着の路線を中心に減便していた路線の運行を再開したほか、繁忙期等において臨時便の運行を積極的に行うなど、需要の取り込みを図りました。また、ミチノテラス豊洲（ラピスタ東京ベイ）～羽田空港間で新規路線の運行を開始いたしました。一般乗合バス路線においては、東京BRT株式会社及び京成バス株式会社において、晴海五丁目地区と都心部を結ぶ新たなルートの運行を開始したほか、需要の変化に応じたダイヤ改正等を実施いたしました。また、カーボンニュートラル実現に向けた取り組みとして、関東鉄道株式会社及び京成バス株式会社において、EV（電気自動車）車両を導入いたしました。

タクシー事業では、回復した需要の着実な取り込みを図りました。また、京成タクシー市川株式会社及び株式会社舞浜リゾートキャブにおいて、EV（電気自動車）車両を導入するなど、各種施策を実施いたしました。

以上の結果、営業収益は1,803億6千万円（前期比22.0%増）となり、営業利益は119億6千7百万円（前期は営業利益7億8千4百万円）となりました。

流 通 業

ストア業では、株式会社京成ストアにおいて、フランチャイズ契約に基づき「業務スーパー八街店」等の2店舗をオープンしたほか、一部店舗において太陽光発電設備を導入いたしました。また、株式会社コミュニティー京成において、「ファミリーマート印旛日本医大駅店」をオープンしたほか、「P R O N T O ららテラスT O K Y O - B A Y店」等の2店舗の運営を引き継ぎました。さらに、新京成リテーリングネット株式会社において、「セブン-イレブン浦安舞浜店」の運営を引き継ぐなど、収益の拡大に努めました。

その他流通業では、京成バラ園芸株式会社において、期間限定でいちご狩り施設をオープンするなど、集客に努めました。

以上の結果、営業収益は562億9千2百万円（前期比9.8%増）となり、営業利益は4億4千5百万円（前期は営業損失4億2千9百万円）となりました。

不動産業

不動産賃貸業では、収益の拡大及び事業基盤の拡充に向け、積極的な投資を行いました。足立区千住河原町において賃貸住宅の建設工事を推進したほか、葛飾区金町、船橋市本町、柏市末広町の賃貸施設を取得いたしました。また、沿線活性化に向け、都内エリアの18物件等賃貸住宅の取得・建設工事を推進いたしました。

不動産販売業では、中高層住宅「パークホームズ千葉」及び「サングランデ千葉 都賀テラス」の全戸引き渡しを完了したほか、来年度に引き渡し予定の中高層住宅「プレミスト千葉公園」を販売いたしました。また、中高層住宅予定地として、流山市南流山等の土地を取得いたしました。

このほか、複合施設予定地として、鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷駅前県有地を取得いたしました。

以上の結果、営業収益は335億2千5百万円（前期比15.8%増）となり、営業利益は100億7千7百万円（前期比2.9%増）となりました。

レジャー・サービス業

レジャー・サービス業では、ホテル・レストラン等の施設においてインバウンドを中心に回復した需要の着実な取り込みを図りました。また、京成ホテルミラマーレにおいて、営業運転を終了した鉄道車両の一部を再利用し、コンセプトルームを新設するなど新規顧客の獲得に努めました。さらに、京成トラベルサービス株式会社において、鉄道会社やバス会社と連携した多様な旅行商品の企画・催行により、収益の確保に努めました。このほか、業務効率化等を目的に、京成グループ各社の定型業務等について株式会社We京成に集約いたしました。

以上の結果、営業収益は170億4千7百万円（前期比35.5%増）となり、営業利益は7億1千6百万円（前期は営業損失8億2千4百万円）となりました。

建設業

建設業では、鉄道施設改良工事等を実施したほか、共同企業体による大規模工事への参入や当社グループ外への積極的な営業活動により、受注拡大に努めました。

以上の結果、営業収益は314億1千4百万円（前期比12.4%増）となり、営業利益は18億2千6百万円（前期比68.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、少子高齢化、国際情勢等の影響により、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。このような状況の中で、当社グループでは、「京成グループの事業エリアのみならずとの共創、及び、日本の玄関口、成田空港の機能強化への寄与を通じ、サステナブルな社会の実現に貢献する」を2030年におけるグループビジョンとし、2024年度に最終年度を迎える中期経営計画「D1プラン」(2022~2024年度)において、「コロナ禍による低迷から成長軌道へと回帰するとともに、長期ビジョン実現に向けた経営推進体制を整備する」を中期経営目標として掲げております。長期ビジョン実現に向け設定した「グループ長期経営課題」として、基本的かつ永続的ニーズである安全・安心を根幹とした上で、長期ビジョン実現に向けた方向性となる①日々の暮らし、②観光振興、③空港輸送、また、基盤整備として④ガバナンス、⑤人材を掲げ、各種施策を運輸業、流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業、その他の事業の各分野において着実に推進してまいります。

日々の暮らしにおいては、「活力が持続するまちづくりの推進」と「エコロジカルなまちづくりの推進」を重点施策とし、保有資産のリニューアル及び拡充、再開発等を通じた沿線活性化、グループ全体でのCO₂排出削減、エネルギー・資源等のロス削減等に取り組んでまいります。北総線及び新京成線沿線の活性化に向け、2026年度に開業予定の新鎌ヶ谷駅新施設の整備を着実に推進するほか、カーボンニュートラルへの取り組みとして、CO₂排出量実質ゼロのスカイライナーの運行等、CO₂排出の削減に努めてまいります。

観光振興においては、「既存観光エリア(成田、柴又等)の魅力向上」と「新たな観光資源やルートの開発」を重点施策とし、Ma a Sや企画乗車券等の拡充、外部パートナーや自治体等との協議・人材交流等の推進による連携強化等を進めてまいります。事業エリアの魅力発信のため、社内外のリソースを活用したプロモーションを推進するほか、関東鉄道株式会社において、茨城県・関係自治体等とMa a Sに関する協議を推進するなど、観光資源を生かした観光推進・市民の移動手段確保等の施策を展開してまいります。

空港輸送においては、「成田空港の更なる機能強化への対応」と「更なる利便性の追求」を重点施策とし、組織を新設し、成田空港の輸送需要の増加に備え、ハード面の強化を推進するとともに、ダイヤ改正等、利便性向上への取り組みの推進等を実施してまいります。2028年度に完了予定の成田空港の滑走路整備等に向け、線路・駅施設やスカイライナー車両等のハード面の強化に中長期的に取り組んでまいります。

ガバナンスにおいては、「環境・社会に関する情報開示の充実」、「健全な財務体質の維持」及び「コーポレート・ガバナンスの強化」を重点施策とし、SDGsに沿った社会的課題の解決に向けた地域社会との連携強化、ローコスト・オペレーションを通じた財務規律の堅持と健全な財務体質の維持、事業・エリアに応じたグループ会社の再編推進等を実施してまいります。経営の効率化や意思決定の迅速化に向けて、2025年4月1日に新京成電鉄株式会社と合併を行うなど、グループ経営推進体制の最適化を図ってまいります。

人材においては、「ダイバーシティの推進」と「チャレンジする人材の育成」を重点施策とし、成長の原動力となる人材の確保や人への投資を推進してまいります。性別や国籍によらない公正な採用選考、入社後のキャリアパス設定、能力や適性等を総合的に踏まえた管理職登用に取り組むほか、多

様な従業員が活躍できる環境の整備をグループ各社において取り組んでまいります。

また、安全・安心においては、「災害対策の強化」、「お客様の安全を守る取り組みの強化」及び「テクノロジーの活用」を重点施策とし、地震・風水害対策、安全に関する設備投資、ICT機器の更なる活用等を推進してまいります。災害対策の強化に向けて、高架橋や駅舎の耐震補強工事等に引き続き取り組むほか、押上線連続立体化事業や本線荒川橋梁架替事業を着実に推進してまいります。

当社グループは、グループ経営理念に基づき、「安全・安心」と、お客様に喜ばれる商品・サービスを提供し、沿線を中心とする地域の発展に寄与してまいります。また、コンプライアンス・リスク管理体制を充実させ、内部統制システムの強化に努めるとともに、常に自然環境との調和に配慮するなど、企業の社会的責任の遂行に取り組んでまいります。さらに、お客様第一主義を徹底し、「BMK（ベストマナー向上）推進運動」を浸透させ、選ばれる京成グループを構築してまいります。

上記施策を通じて企業価値のさらなる向上に努めてまいります。株主の皆様には、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した主な設備投資は次のとおりであります。

① 竣工した工事等

運輸業

鉄道事業

【当

社】 車両新造 8 両

(うち代替 8 両)

高架橋剥落対策工事 (千葉寺・ちはら台駅間)

押上駅ホームドア整備工事

宗吾変電所設備機器更新工事

京成津田沼駅上家耐震補強工事

京成八幡駅上家耐震補強工事

鬼越駅上家耐震補強工事

西登戸駅駅舎改良工事

法面防護工事 (宗吾参道・公津の杜駅間)

【新京成電鉄(株)】 鉄道車両新造 6 両

(うち代替 6 両)

バス事業

【関東鉄道(株)】 車両新造 14 両

【京成バス(株)】 車両新造 63 両

(うち代替 63 両)

【千葉交通(株)】 車両新造 14 両

(うち代替 14 両)

流通業

【(株)京成ストア】 業務スーパー八街店開業工事

不動産業

【当

社】 荒川区東日暮里ほか所在の賃貸住宅取得 (計 11 物件)

柏市末広町賃貸施設取得 (店舗・事務所)

葛飾区堀切ほか所在の賃貸住宅取得 (計 7 物件)

葛飾区金町賃貸施設取得 (店舗・駐車場)

船橋市本町賃貸施設取得 (事務所)

船橋市本町賃貸施設取得 (賃貸住宅・事務所)

八千代市八千代台南賃貸施設取得 (店舗・事務所)

千葉市花見川区賃貸住宅取得

千葉市中央区賃貸住宅取得

市川市市川賃貸施設取得 (賃貸住宅・店舗・事務所・駐車場)

千葉市中央区賃貸施設新築工事 (高齢者施設)

千葉市中央区賃貸住宅新築工事

印西市東の原事業用地取得

松戸市緑ヶ丘賃貸住宅新築工事
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷賃貸住宅取得
市川市八幡賃貸施設取得（店舗・事務所・駐車場）
八千代市八千代台北賃貸住宅新築工事
成田市寺台賃貸施設新築工事（事務所）
鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷賃貸住宅新築工事
曳舟高架下賃貸施設新築工事（事務所）
柏市明原賃貸施設取得（事務所）
船橋市薬円台賃貸住宅取得
松戸市五香南賃貸施設新築工事（事務所）
千葉市花見川区賃貸住宅取得
バス車両新造10両（船橋新京成バス向け）
（うち代替10両）
バス車両新造9両（松戸新京成バス向け）
（うち代替9両）

【新京成電鉄(株)】

【関東鉄道(株)】

常総市水海道高野町賃貸施設新築工事（高齢者施設）

レジャー・サービス業

【(株) We 京成】 サーバー室設置工事

② 施行中の工事等
運輸業
鉄道事業

- 【当 社】 宗吾車両基地拡充
市川真間駅駅舎耐震補強工事
高架橋耐震補強工事
押上線（四ツ木・青砥駅間）連続立体化工事
京成中山駅駅舎改良工事
上野駅電気設備改良工事
新千葉駅駅舎改良工事
日暮里変電所設備移設工事
- 【新京成電鉄(株)】 鎌ヶ谷大仏・くぬぎ山駅間連続立体化工事
ATS地上装置改良工事
- 【北総鉄道(株)】 ATS地上装置改良工事
- 【千葉ニュータウン鉄道(株)】 ATS地上装置改良工事

バス事業

- 【関東鉄道(株)】 運行支援システム構築

不動産業

- 【当 社】 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷賃貸施設新築工事
足立区千住河原町賃貸住宅新築工事
柏市明原賃貸住宅新築工事
千葉市中央区賃貸住宅新築工事
- 【新京成電鉄(株)】 習志野市津田沼賃貸住宅新築工事
- 【関東鉄道(株)】 守谷市中央賃貸施設新築工事（賃貸住宅・事務所）

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(4) 資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金に充当するため、社債200億円を発行いたしました。また、安全・安心の強化、社会課題の対処に資する事業資金としてソーシャルローン100億円を調達したほか、金融機関から所要の借入を行いました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 (第178期)	2021年度 (第179期)	2022年度 (第180期)	2023年度 (当期)
営 業 収 入 百万円 益	207,761	214,157	252,338	296,509
経常利益または経常損失 (△) 百万円	△32,165	△3,191	26,764	51,591
親会社株主に帰属する当期純利益 または親会社株主に帰属する当期純損失(△) 百万円	△30,289	△4,438	26,929	87,657
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失(△) 円	△179.65	△26.33	161.72	524.57
総 資 産 百万円 産	900,698	900,346	965,573	1,064,202

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)に基づき算出しております。
2. 2021年度(第179期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当該連結会計年度以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 2023年度における親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益の増加は、関係会社株式売却益の計上によるものであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 百万円	出 資 比 率 %	主 要 な 事 業 内 容
北 総 鉄 道 株 式 会 社	24,900	57.09	鉄道事業
新 京 成 電 鉄 株 式 会 社	5,935	100.00	鉄道事業、不動産賃貸業
京 成 建 設 株 式 会 社	450	100.00	建設業
関 東 鉄 道 株 式 会 社	100	61.40	バス事業、鉄道事業
京 成 バ ス 株 式 会 社	100	100.00	バス事業
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	100	100.00	タクシー事業
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	100	100.00	ストア業
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	50	95.00	百貨店業
株 式 会 社 コ ミ ュ ニ テ ィ ー 京 成	15	100.00	ストア業

- (注) 1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他の重要な企業結合の状況

ア. 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社オリエンタルランド	百万円 63,201	% (21.23) 21.16	東京ディズニーリゾートの経営

- (注) 1. 出資比率については、議決権比率により記載しております。
2. () 内の数字は、当社の子会社の議決権数を含めた比率であります。
3. 当社は、2024年3月12日付で同社株式の一部を譲渡したことにより、出資比率が減少しております。

イ. その他の重要な事業再編等

当社は、2023年10月31日開催の取締役会において、2025年4月1日を合併効力発生日として、当社を存続会社、当社の完全子会社である新京成電鉄株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

① 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社、北総鉄道(株)、新京成電鉄(株)、関東鉄道(株)、千葉ニュータウン鉄道(株)
バス事業	京成バス(株)、関東鉄道(株)、東京ベイシティ交通(株)、千葉交通(株)、京成トランジットバス(株)、船橋新京成バス(株)、千葉中央バス(株)、松戸新京成バス(株)、成田空港交通(株)、京成タウンバス(株)、千葉内陸バス(株)、千葉海浜交通(株)、京成バスシステム(株)
タクシー事業	帝都自動車交通(株)、京成タクシーホールディングス(株)、(株)舞浜リゾートキャブ

- (注) 1. 帝都自動車交通株式会社には、当社の連結子会社3社(帝都葛飾交通株式会社、帝都三信交通株式会社、帝都日新交通株式会社)を含んでおります。
2. 京成タクシーホールディングス株式会社には、当社の連結子会社12社(京成タクシー船橋株式会社、京成タクシー習志野株式会社、京成タクシー市川株式会社、京成タクシー千葉株式会社、京成タクシーかずさ株式会社、京成タクシー松戸東株式会社、京成タクシー東葛株式会社、京成タクシー松戸西株式会社、京成タクシー成田株式会社、京成タクシー佐倉株式会社、京成タクシー北相株式会社、京成タクシーあたご株式会社)を含んでおります。

② 流通業

事業の内容	主要な会社名
ストア業	(株)京成ストア、(株)コミュニティー京成、新京成リテーリングネット(株)
百貨店業	(株)水戸京成百貨店
その他流通業	(株)ユアエルム京成、京成バラ園芸(株)

③ 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京成不動産(株)、新京成電鉄(株)
不動産販売業	当社
不動産管理業	京成ビルサービス(株)

④ レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
レジャー・サービス業	京成フロンティア企画(株)、ケイ・アンド・アール・ホテルデベロップメント(株)、(株)We京成、(株)イウォレ京成、関東情報サービス(株)、(株)千葉京成ホテル、京成トラベルサービス(株)

⑤ 建設業

事業の内容	主要な会社名
建設業	京成建設(株)、京成電設工業(株)

⑥ その他の事業

事業の内容	主要な会社名
その他の事業	京成車両工業(株)、京成オートサービス(株)、京成自動車整備(株)、(株)京成ドライビングスクール

(8) 主要な事業所等 (2024年3月31日現在)

当 社	本 社	千葉県市川市
	鉄道営業キロ	152.3km
	駅 数	69駅 (東京都19駅、千葉県50駅)
	車 両 数	客車606両
	賃 貸 物 件	京成押上ビル (東京都墨田区)、京成上野ビル (東京都台東区)、 ファインフルーク公津の杜 (千葉県成田市) 等
北 総 鉄 道 株 式 会 社	本 社	千葉県鎌ヶ谷市
	鉄道営業キロ	32.3km
	駅 数	15駅 (東京都2駅、千葉県13駅)
	車 両 数	客車104両
新 京 成 電 鉄 株 式 会 社	本 社	千葉県鎌ヶ谷市
	鉄道営業キロ	26.5km
	駅 数	24駅 (千葉県)
	車 両 数	客車156両
	賃 貸 物 件	津田沼12番街ビル (千葉県習志野市)、津田沼14番街ビル (千葉県習志野市)、 八柱駅第2ビル (千葉県松戸市) 等
京 成 建 設 株 式 会 社	本 社	千葉県船橋市
	営 業 所	3箇所 (東京都1箇所、千葉県1箇所、茨城県1箇所)
関 東 鉄 道 株 式 会 社	本 社	茨城県土浦市
	バ 営 業 キ ロ	3,320.9km
	営 業 所	9箇所 (茨城県)
	ス 車 両 数	460両
	鉄 鉄道営業キロ	55.6km
	駅 数	28駅 (茨城県)
	道 車 両 数	客車55両、貨物用機関車1両
京 成 バ ス 株 式 会 社	本 社	千葉県市川市
	営 業 キ ロ	3,230.7km
	営 業 所	8箇所 (東京都3箇所、千葉県5箇所)
	車 両 数	856両
帝 都 自 動 車 交 通 株 式 会 社	本 社	東京都中央区
	営 業 所	13箇所 (東京都)
	車 両 数	1,144両
株 式 会 社 京 成 ス ト ア	本 社	千葉県市川市
	店 舗 数	20店舗 (東京都7店舗、千葉県13店舗)
株 式 会 社 水 戸 京 成 百 貨 店	本 社	茨城県水戸市
	店 舗	1店舗 (茨城県)
株 式 会 社 コ ミ ュ ニ テ ィ ー 京 成	本 社	千葉県八千代市
	店 舗	68店舗 (東京都22店舗、千葉県46店舗)

(注) 1. 当社の駅数と北総鉄道株式会社の駅数は、5駅 (京成高砂駅、東松戸駅、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅、印旛日本医大駅) が重複しております。

2. 帝都自動車交通株式会社には、当社の連結子会社3社 (帝都葛飾交通株式会社、帝都三信交通株式会社、帝都日新交通株式会社) を含んでおります。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
12,283名 (4,271名)	270名増 (67名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、() 内には、臨時使用人数の年間平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	43,463 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	11,481
三井住友信託銀行株式会社	10,556
株式会社常陽銀行	8,549

(注) 上記にはシンジケートローンによる借入金 (総額85,000百万円) は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 500,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 172,411,185株
- (3) 株主数 21,044名
(前期末比 1,854名増)

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 24,087	% 14.69
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,992	8.54
日本生命保険相互会社	6,233	3.80
株式会社オリエンタルランド	5,850	3.57
株式会社みずほ銀行	4,865	2.97
Palliser Capital Master Fund Ltd	3,240	1.98
株式会社三菱UFJ銀行	2,951	1.80
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,858	1.74
BINCHOTAN FUNDING LTD	2,429	1.48
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSPRECLIENT ASSETS-SETT ACCT	2,297	1.40

(注) 1. 当社は、自己株式を8,484,158株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2024年3月31日現在)

その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、一括取得型自己株式取得 (ASR) における取得株式数の調整の手段として、2024年3月12日付の取締役会決議に基づく第三者割当による第1回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) を発行しており、その発行条件は以下のとおりであります。

新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	(注)1
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込を要しない。
新株予約権の行使期間	2024年5月8日から2024年9月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(円)	新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円とする。
新株予約権の行使の条件	(注)2
割当先	みずほ証券株式会社

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数 (以下「交付株式数」という。) は、以下の算式によって計算される株式数 (計算結果が負の値となる場合には0株) とする。

交付株式数 = 売却株式数 - 取得可能株式数 (平均VWAP)

- 「売却株式数」は、3,165,600株。
- 「取得可能株式数 (平均VWAP)」とは、受領金額を平均VWAP (以下に定義する。) で除した株式数をいい、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
 - 受領金額は、20,006,592,000円。
 - 「平均VWAP」とは、2024年3月14日 (同日を含む。) から本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日 (同日を含む。) までの期間における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」という。) の単純算術平均値に99.90%を乗じた価格 (円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。) をいう。
- 2024年3月14日 (同日を含む。) から行使請求日 (同日を含む。) までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合の基準日又は株主確定日 (基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日) を設定した場合、VWAPは、本新株予約権発行要項の規程に従い調整する。
- 当社が2024年3月31日を基準日とする配当を行い、割当先が当該基準日以降の日の本新株予約権を行使するとき、当該行使時点において、本新株予約権の発行要項に定められた当該基準日に係る一株あたり配当額とみなされる額が21.00円と異なる場合、平均VWAPは、本新株予約権発行要項第6項 (3) の算式に従い調整する。
- 次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数、平均VWAP及びVWAPの調整を行う。
 - 合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために調整を必要とするとき。
 - その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
 - これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

2. 新株予約権の行使の条件

- 本新株予約権の一部行使はできない。
- 本新株予約権者が本新株予約権の行使を行わないことを当社に対して通知した場合、当該通知が行われた日以降、本新株予約権を行使することはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	小林 敏也	新京成電鉄株式会社取締役
代表取締役 専務執行役員	天野 貴夫	内部監査・総務・人事担当 開発本部長 新京成電鉄株式会社取締役
取締役 常務執行役員	田中 亜夫	鉄道本部長 千葉ニュータウン鉄道株式会社取締役社長
取締役 常務執行役員	金子 庄吉	経理担当 新京成電鉄株式会社監査役 京成タクシーホールディングス株式会社取締役社長 一般社団法人千葉県タクシー協会会長 一般社団法人千葉県経済協議会会長
取締役 常務執行役員	持永 秀毅	鉄道副本部長 北総鉄道株式会社取締役社長 日暮里駅整備株式会社専務取締役
取締役 執行役員	山田 耕司	グループ戦略担当・グループ戦略部長
取締役 執行役員	岡 匡一	経営統括担当 株式会社We京成取締役社長
取締役 執行役員	清水 健司	開発副本部長
取締役 執行役員	延命 誠	鉄道本部運輸部長
取締役	古川 康信	株式会社リコー社外監査役
取締役	栃木 庄太郎	弁護士 株式会社みずほ銀行社外取締役監査等委員
取締役	菊池 節	パウダーテック株式会社取締役会長 株式会社南悠商社取締役社長 京葉瓦斯株式会社取締役会長 K&Oエナジーグループ株式会社社外取締役 株式会社オリエンタルランド社外取締役
取締役	芦崎 武志	司法書士

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	網谷多加子	公認会計士・税理士 公益財団法人予防接種リサーチセンター監事 一般財団法人日本心理研修センター監事
取締役	田口和己	新京成電鉄株式会社専務取締役 京成フロンティア企画株式会社取締役社長
常勤監査役	佐藤賢治	
常勤監査役	広瀬匡志	
監査役	小林健	株式会社京都ホテル社外監査役
監査役	吉田謙次	株式会社オリエンタルランド取締役社長兼COO
監査役	手島恒明	株式会社ニッセイ基礎研究所取締役社長

- (注) 1. 2023年6月29日をもって、延命 誠は取締役 執行役員に就任いたしました。
2. 同日をもって、網谷多加子、田口和己は取締役に就任いたしました。
3. 同日をもって、取締役 執行役員持永秀毅は取締役 常務執行役員に就任いたしました。
4. 取締役古川康信、同 栃木庄太郎、同 菊池 節、同 芦崎武志、同 網谷多加子は、社外取締役であります。
5. 取締役古川康信は、株式会社リコーの社外監査役であります。当社は株式会社リコーとの間には特別な関係はありません。
6. 取締役栃木庄太郎は、栃木法律事務所所属の弁護士であります。当社は栃木法律事務所との間には特別な関係はありません。
7. 取締役栃木庄太郎は、株式会社みずほ銀行の社外取締役監査等委員であります。当社は株式会社みずほ銀行との間に資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
8. 取締役菊池 節は、パウダーテック株式会社の取締役会長であります。当社はパウダーテック株式会社との間には特別な関係はありません。
9. 取締役菊池 節は、株式会社南悠商社の取締役社長であります。当社は株式会社南悠商社との間には特別な関係はありません。
10. 取締役菊池 節は、京葉瓦斯株式会社の取締役会長であります。当社は京葉瓦斯株式会社との間にガス使用料支払い等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
11. 取締役菊池 節は、K&Oエナジーグループ株式会社の社外取締役であります。当社はK&Oエナジーグループ株式会社との間には特別な関係はありません。
12. 取締役菊池 節は、当社の持分法適用会社である株式会社オリエンタルランドの社外取締役であります。当社は株式会社オリエンタルランドと同一の事業の部類に属する取引（土地建物の売買及び賃貸業）を行っておりますが、同社の主要な事業はテーマパークの経営・運営であるため、当社と同社との間に競業関係はありません。また、当社は同社との間にテーマパークチケットの購入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
13. 取締役芦崎武志は、あしごき司法書士事務所所属の司法書士であります。当社はあしごき司法書士事務所との間には特別な関係はありません。
14. 取締役網谷多加子は、網谷公認会計士事務所所属の公認会計士であります。当社は網谷公認会計士事務所との間には特別な関係はありません。
15. 取締役網谷多加子は、網谷多加子税理士事務所所属の税理士であります。当社は網谷多加子税理士事務所との間には特別な関係はありません。
16. 取締役網谷多加子は、公益財団法人予防接種リサーチセンターの監事であります。当社は公益財団法人予防接種リサーチセンターとの間には特別な関係はありません。
17. 取締役網谷多加子は、一般財団法人日本心理研修センターの監事であります。当社は一般財団法人日本心理研修センターとの間には特別な関係はありません。
18. 常勤監査役広瀬匡志、監査役小林 健、同 吉田謙次、同 手島恒明は、社外監査役であります。
19. 監査役小林 健は、日本原燃株式会社において、経理部門担当役員の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
20. 監査役小林 健は、株式会社京都ホテルの社外監査役であります。当社は株式会社京都ホテルとの間には特別な関係はありません。
21. 監査役吉田謙次は、株式会社オリエンタルランドにおいて、経理部門担当役員の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

22. 監査役吉田謙次は、当社の持分法適用会社である株式会社オリエンタルランドの取締役社長兼COOであります。当社は株式会社オリエンタルランドと同一の事業の部類に属する取引（土地建物の売買及び賃貸業）を行っておりますが、同社の主要な事業はテーマパークの経営・運営であるため、当社と当社との間に競業関係はありません。また、当社は当社との間にテーマパークチケットの購入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。
23. 監査役手島恒明は、株式会社ニッセイ基礎研究所の取締役社長であります。当社は株式会社ニッセイ基礎研究所との間には特別な関係はありません。
24. 監査役手島恒明は、ニッタ株式会社の社外監査役でありましたが、2023年6月27日付で退任いたしました。当社はニッタ株式会社との間には特別な関係はありませんでした。
25. 当社は、取締役古川康信、同 栃木庄太郎、同 菊池 節、同 芦崎武志、同 網谷多加子、常勤監査役広瀬匡志、監査役小林 健、同 吉田謙次、同 手島恒明を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
26. 2024年3月31日現在の取締役兼務者以外の執行役員の状況は、次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担 当	等
執行役員	谷 田 部 亮	株式会社水戸京成百貨店取締役社長	
執行役員	橋 本 武	内部監査部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役古川康信、同 栃木庄太郎、同 菊池 節、同 芦崎武志、同 網谷多加子、同 田口和己、常勤監査役広瀬匡志、監査役小林 健、同 吉田謙次、同 手島恒明との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、原案の妥当性を指名・報酬委員会に諮問し、その答申に基づき、2021年2月26日開催の取締役会において決議しております。

当社は、交通事業という極めて公共性の高い事業を主力としており、健全な事業経営と、それに伴う安定的・継続的な利益還元が、株主をはじめお客様・従業員・地域社会等の期待に応えることであると認識しております。

このため、当社の取締役報酬は、役職位及び経営環境や業績等を勘案して定める報酬部分に加え、中長期的な業績連動報酬との位置付けから自社株取得目的報酬部分を支給しており、これにより中長期視点による企業価値向上への各取締役の貢献意欲が高まるものと考えております。なお、支給は月例とし、賞与及び退職慰労金は支給しません。

また、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案の妥当性を検討しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2023年6月29日開催の第180期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議しております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役5名）です。監査役の報酬の額は、2023年6月29日開催の第180期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長小林敏也に対し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。

代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績等を俯瞰する立場にあり、取締役の個人別の報酬の内容を決定するには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

当該権限が適切に行使されるよう、取締役会の下に設置した独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会で代表取締役社長が提示した原案の妥当性を検討の上、取締役会に答申し、取締役会で代表取締役社長へ一任する決議をいたします。代表取締役社長は、当該答申に基づいて個人別の報酬を決定しなければならないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	360 (45)	360 (45)	—	—	15 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	83 (56)	83 (56)	—	—	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	443 (101)	443 (101)	—	—	20 (9)

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	古川 康 信	当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。公認会 計士としての豊富な経験及び幅広い見識を活かし、監督、助言等を行っておりま す。また、指名・報酬委員会委員を務めました。
取締役	栃木 庄太郎	当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。法曹界 における豊富な経験及び幅広い見識を活かし、監督、助言等を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務めました。
取締役	菊池 節	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。取締 役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。経 営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、監督、助言等を行っております。 また、指名・報酬委員会委員を務めました。
取締役	芦崎 武志	当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。金融機 関での勤務経験や経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を活かし、監督、助 言等を行っております。
取締役	網谷 多加子	当事業年度中、2023年6月29日就任以降に開催された取締役会8回すべてに 出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を 適宜行っております。公認会計士及び税理士としての豊富な経験及び幅広い見識 を活かし、監督、助言等を行っております。
監査役	広瀬 匡志	当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、 監査役会には11回すべてに出席し、常勤監査役としての議案説明及び監査実施 状況の報告等のほか、監査に関する重要事項の質疑や監査結果についての意見交 換等を行っております。
監査役	小林 健	当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、 監査役会には11回すべてに出席し、監査に関する重要事項の質疑や監査結果に ついての意見交換等を行っております。
監査役	吉田 謙次	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。取締 役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。ま た監査役会には11回のうち10回に出席し、監査に関する重要事項の質疑や監査 結果についての意見交換等を行っております。
監査役	手島 恒明	当事業年度に開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。取締役会 の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、 監査役会には11回すべてに出席し、監査に関する重要事項の質疑や監査結果に ついての意見交換等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	82百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	146百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人から提示を受けた当事業年度の監査計画の内容及び必要な監査品質を維持するための監査体制・監査時間は妥当であり、それらを検証した結果、監査計画の内容及びこれらをもとに算定された報酬額も妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、2022年度(第180期)に係る追加報酬の額が10百万円あります。
4. 当社の子会社である新京成電鉄株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に関するコンフォートレターの作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

上記につきましては、1ページ記載のウェブサイトをご確認ください。

7. 会社の支配に関する基本方針

上記につきましては、1ページ記載のウェブサイトをご確認ください。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	144,165	流動負債	223,759
現金及び預金	82,459	支払手形及び買掛金	25,461
受取手形、売掛金及び契約資産	31,755	短期借入金	69,194
分譲土地建物	8,013	1年内償還予定の社債	10,150
商品	2,255	リース債務	4,856
仕掛品	109	未払法人税等	30,925
原材料及び貯蔵品	4,235	賞与引当金	4,225
その他	15,365	その他	78,945
貸倒引当金	△ 29	固定負債	371,284
固定資産	919,533	社債	120,300
有形固定資産	659,935	長期借入金	140,237
建物及び構築物	326,722	鉄道・運輸機構長期未払金	33,645
機械装置及び運搬具	30,422	リース債務	19,957
土地	217,725	繰延税金負債	2,713
リース資産	28,910	退職給付に係る負債	39,870
建設仮勘定	51,348	その他	14,560
その他	4,804	負債合計	595,044
無形固定資産	12,310	(純資産の部)	
リース資産	1,220	株主資本	445,345
その他	11,090	資本金	36,803
投資その他の資産	247,286	資本剰余金	34,404
投資有価証券	225,591	利益剰余金	419,309
長期貸付金	182	自己株式	△ 45,171
退職給付に係る資産	176	その他の包括利益累計額	6,276
繰延税金資産	17,012	その他有価証券評価差額金	6,851
その他	4,509	退職給付に係る調整累計額	△ 575
貸倒引当金	△ 184	非支配株主持分	17,535
繰延資産	502	純資産合計	469,157
資産合計	1,064,202	負債純資産合計	1,064,202

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営業収益		296,509
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	221,788	
販売費及び一般管理費	49,479	271,268
営業利益		25,241
営業外収益		
持分法による投資利益	25,927	
受取利息及び配当金	570	
その他の収益	3,223	29,721
営業外費用		
支払利息	2,558	
その他の費用	813	3,372
経常利益		51,591
特別利益		
関係会社株式売却益	70,853	
工事負担金等受入額	1,962	
その他の特別利益	183	73,000
特別損失		
固定資産圧縮損	1,552	
減損損失	542	
固定資産除却損	441	
その他の特別損失	114	2,651
税金等調整前当期純利益		121,940
法人税、住民税及び事業税	31,675	
法人税等調整額	978	
法人税等計		32,653
当期純利益		89,286
非支配株主に帰属する当期純利益		1,629
親会社株主に帰属する当期純利益		87,657

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、1ページ記載のウェブサイトをご確認ください。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	74,601	流動負債	183,233
現金及び預金	48,768	短期借入金	49,638
未収運賃	5,886	1年内償還社債	10,000
未収金	1,530	リース債務	2,068
リース投資資産	3,360	未払金	23,296
短期貸付金	2,688	未払費用	1,027
分譲土地建物	7,367	未払消費税等	605
貯蔵品	2,536	未払法人税等	27,449
前払費用	1,291	預り連絡運賃	633
その他の流動資産	2,280	預り金	32,921
貸倒引当金	△ 1,109	前受運賃	2,652
固定資産	601,539	前受金	31,825
鉄道事業固定資産	236,552	賞与引当金	1,108
開発事業固定資産	183,525	その他の流動負債	6
各事業関連固定資産	3,712	固定負債	283,028
建設仮勘定	44,976	社債	120,000
投資その他の資産	132,772	長期借入金	118,950
関係会社株式	87,208	リース債務	12,252
投資有価証券	15,993	退職給付引当金	20,322
長期貸付金	22,626	関係会社事業損失引当金	3,262
繰延税金資産	9,151	資産除去債務	1,314
その他の投資等	1,043	その他の固定負債	6,926
貸倒引当金	△ 3,250	負債合計	466,261
繰延資産	497	(純資産の部)	
社債発行費	497	株主資本	207,556
		資本金	36,803
		資本剰余金	30,583
		資本準備金	27,845
		その他資本剰余金	2,737
		利益剰余金	183,625
		利益準備金	3,038
		その他利益剰余金	180,587
		別途積立金	8,095
		繰越利益剰余金	172,491
		自己株式	△ 43,457
		評価・換算差額等	2,820
		その他有価証券評価差額金	2,820
資産合計	676,638	純資産合計	210,376
		負債純資産合計	676,638

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
鉄道事業		
営業収益	67,688	
営業費	63,175	
営業利益		4,513
開発事業		
営業収益	20,957	
営業費	13,398	
営業利益		7,559
全事業営業利益		12,072
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,399	
その他の収益	1,220	7,620
営業外費用		
支払利息	1,769	
その他の費用	870	2,640
経常利益		17,052
特別利益		
関係会社株式売却益	78,747	
工事負担金等受入額	1,207	
その他の特別利益	24	79,979
特別損失		
固定資産圧縮損	855	
固定資産除却損	376	
固定資産権利変換損	84	1,316
税引前当期純利益		95,715
法人税、住民税及び事業税	27,220	
法人税等調整額	783	
法人税等計		28,004
当期純利益		67,711

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、1ページ記載のウェブサイトをご確認ください。

招集
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

京成電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井 雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 大典

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京成電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

京成電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武井 雄次
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 大典

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京成電鉄株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第181期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第181期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み（株式会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

京成電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 賢 治 ㊟

常勤監査役 広瀬 匡 志 ㊟

監査役 小林 健 ㊟

監査役 吉田 謙 次 ㊟

監査役 手島 恒 明 ㊟

(注) 監査役広瀬匡志、同小林健、同吉田謙次及び同手島恒明は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① グループ経営理念に基づき、法令遵守を含むグループ行動指針及び行動規準を整備し、取締役、執行役員及び使用人（執行役員を除く。）（以下同じ）に周知徹底する。
 - ② 法令及び定款に適合した社内規則及び職務権限規則を整備し、取締役、執行役員及び使用人に周知し、職務執行を監督する。
 - ③ 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社と子会社のコンプライアンスの取り組みを統括する。
 - ④ 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
 - ⑤ 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
 - ⑥ 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、周知する。
 - ⑦ 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部において評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① コンプライアンス・リスク管理委員会において、事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する。
 - ② 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
 - ③ 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
 - ④ 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
 - ⑤ 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
 - ⑥ 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門を指定し、適宜管理体制を整備する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会（原則月1回開催）の決議により意思決定すべき事項と経営会議（常勤取締役及び常勤執行役員で構成され、原則月2回開催）の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。

- ② 職制及び職務分掌、職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
- ③ 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社にグループ経営理念及びグループ行動指針に示される基本的考え方を周知し、行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
 - イ. グループ戦略部を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、関係部門と連携して、子会社の管理を行う。
 - ウ. 子会社は、必要に応じて経理規程並びに職務権限規則等の関係規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
 - エ. 子会社は、コンプライアンス委員会を設置し、その議事を当社に報告する。
 - オ. 当社の取締役、執行役員又は使用人は、必要に応じ、子会社の取締役等又は監査役に就任し、職務執行を監督する。
 - カ. 内部監査部が、子会社の内部監査を実施する。
 - キ. 当社及び子会社共通の内部通報窓口を設置し、周知する。
 - ② 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 京成グループ社長会等を定期的に開催し、グループ経営方針の伝達と経営情報の共有等を図る。
 - イ. 子会社は、京成グループ経営計画規程に基づき、経営計画を策定し、これに基づき職務を執行する。
 - ③ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. コンプライアンス・リスク管理委員会において、当社と子会社のリスク管理を統括する。
 - イ. 子会社は、京成グループ社長会等を通じ、コンプライアンス・リスク管理委員会におけるリスク評価結果を当社と共有し、対応が必要なリスク項目について、適宜管理体制を整備する。
 - ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 関係会社管理規程において、子会社が当社に報告すべき事項を明確化し、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行う。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - ① 監査役を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- (7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
 - ② 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制
 - ア. 取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があ

ることを発見したときは、当該事実を監査役に報告する。

- イ. 取締役、執行役員及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ② 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
 - ア. 子会社の取締役等及び使用人は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する。
- ③ 通報者保護に配慮した内部通報者制度に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行わない。
- (9) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求した時は、速やかに費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会等、取締役の仕事執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握する。
 - ② 監査役は、会計監査人、内部監査部と定期的に会合をもち、情報を共有し、意見交換を行う。
 - ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

経営理念として京成グループ理念を定め、これをグループ内の取締役、執行役員及び使用人（執行役員を除く。）に周知・徹底を図っております。また、コンプライアンス・リスク管理委員会規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、コンプライアンスに関する事例及び再発防止策を共有し、講演会開催やコンプライアンスカードの配布により法令遵守、社会から求められる倫理的行動について周知、教育を実施しております。なお、コンプライアンス通報者窓口（内部・外部）を設け、通報・相談された事項について、適切な対応を行っております。

- (2) 取締役の仕事の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役会議事録等、取締役の仕事執行に係る書類について、文書取扱規程に基づき、適切に保管しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社と子会社を対象としたリスク調査結果に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において、管理対象リスクの選定及び管理主体の指定を行い、適切にリスク管理を実施しております。鉄道本部は、安全管理規程に基づき、安全管理体制の再確認により安全重点施策の見直しを実施したほか、異常時を想定した定期的な訓練を実施し、一般管理・

開発部門も参加しました。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

取締役会規則、経営会議規則に基づき、取締役会において業務執行上重要な事項に関する意思決定を行うとともに、経営会議においてそれ以外の重要な事項の審議・報告を行っております。

- (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

関係会社管理規程に基づき、子会社の業務処理基準を明確化し、子会社から当社への「承認・協議・報告」を義務付けております。京成グループ経営計画規程に基づき、当社から経営方針の示達を行いました。子会社においては、コンプライアンス委員会規程を整備しており、規程に基づき開催した委員会について、議事経過及び内容を当社の総務部に報告する体制となっております。なお、各子会社では内部通報者窓口を設置しているほか、グループ共通のコンプライアンス啓発ポスターを掲出するなど、子会社の関係者の利用も可能としている当社のコンプライアンス通報者窓口（内部・外部）の周知を図りました。

- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項について

監査役は、職務を補助するため、専任の使用人を配置しております。

- (7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

専任の使用人は、業務執行組織から独立しており、監査役の指揮命令により、監査役を補助しております。

- (8) 監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、意見を述べるほか、重要な書類の閲覧により業務の執行状況を把握しております。当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、当該事実を当社の監査役又はグループ戦略部に報告する体制をとっております。なお、公益通報者保護法に則り、内部通報をした者が不利な取扱いを受けないことを確保しております。

- (9) 監査役を補助する費用の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について

監査役を補助する費用について生ずる費用を予算化し、これを会社が負担しております。

- (10) その他監査役を補助する体制について

代表取締役社長と常勤監査役は、定期的かつ必要に応じて会合を開催し、重要課題等について意思疎通を図っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査部と情報共有・意見交換を行い、連携を図っております。

会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹（以下「コア事業」といいます。）としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらしものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

② 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、前記①の考え方を十分に理解し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に最大化させる者でなければならないと考えております。

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。

しかし、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、「企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの」、「株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの」や「買付に応じるか否かについて判断するための十分な情報や時間を提供しないもの」等も想定されます。

当社としては、このような大規模な買付に対しては、株主の皆様のために適切な措置を講じることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

① グループ経営理念

当社グループは、前記の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることにより、社会の発展に貢献することを目指しております。そのため、「京成グループは、お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献します。」という「グ

ループ経営理念」を策定するとともに、この理念を実現するため、安全・接客・成長・企業倫理・環境の5項目からなる「グループ行動指針」を定め、企業価値の確保・向上に努めております。

② グループ経営計画

当社グループでは、前記のグループ経営理念のもと、グループ全体の経営の方針と目標を明確にするため、3年毎にグループ中期経営計画を作成しております。

2022年度から2024年度にわたる「D1プラン」においては、「コロナ禍による低迷から成長軌道へと回帰するとともに、長期ビジョン実現に向けた経営推進体制を整備する」を中期経営目標として、基本的かつ永続的ニーズである安全・安心を根幹とした上で、ビジョン実現に向けた方向性となる①日々の暮らし、②観光振興、③空港輸送、また、基盤整備として④ガバナンス、⑤人材をグループ長期経営課題とし、取り組んでまいります。

③ 利益還元の見え方

当社グループは鉄道事業を中心とする公共性の高い業種であるため、当社としては、今後の事業展開と経営基盤の強化安定に必要となる内部留保資金の確保や業績等を勘案しながら、安定的かつ継続的に利益還元していくことを基本方針としております。

④ コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、内部統治構造の機能及び制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規則等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。今後とも当社のガバナンス体制のより一層の強化を進めてまいります。

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役会は社外取締役5名を含む15名で構成しております。なお、取締役の任期を1年とすることにより、業務執行の監視体制の強化を図っております。監査役会は5名で構成しており、4名は社外監査役となっております。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保するために、株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、株主の皆様が検討するための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 前記の取組みが基本方針に沿い、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

前記(2)、(3)に記載した企業価値の向上のための取組みは、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであります。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2 0 2 3 年 4 月 1 日 から)
(2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	36,803	34,396	335,790	△13,641	393,350
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△4,138		△4,138
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			87,657		87,657
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		△0			△0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		7			7
自 己 株 式 の 取 得				△31,606	△31,606
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 変 動 に 伴 う 自 己 株 式 の 増 減				75	75
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	7	83,518	△31,530	51,995
当 期 末 残 高	36,803	34,404	419,309	△45,171	445,345

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,537	△975	1,562	16,033	410,945
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△4,138
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					87,657
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減					△0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動					7
自 己 株 式 の 取 得					△31,606
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 変 動 に 伴 う 自 己 株 式 の 増 減					75
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	4,314	400	4,714	1,502	6,216
当 期 変 動 額 合 計	4,314	400	4,714	1,502	58,211
当 期 末 残 高	6,851	△575	6,276	17,535	469,157

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……78社

主要な連結子会社の名称：

北総鉄道(株)、新京成電鉄(株)、京成建設(株)、関東鉄道(株)、京成バス(株)、帝都自動車交通(株)、(株)京成ストア

(2) 主要な非連結子会社の名称：

(株)京葉アドサービス、(株)京成友の会

(連結の範囲から除いた理由) いずれも小規模であり、合計の総資産、営業収益、持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 連結の範囲の変更

エスケーサービス(株)、エスピー産業(株)、新京成エステート(株)は、連結子会社である京成不動産(株)との合併により、それぞれ消滅しております。

新京成フロンティア企画(株)は、連結子会社である(株)京成エージェンシーとの合併により、消滅しております。この合併に伴い、(株)京成エージェンシーは京成フロンティア企画(株)に商号を変更しております。

帝都自動車交通(株)（新橋・竹橋）ほか6社は、連結子会社である帝都自動車交通(株)との合併により、それぞれ消滅しております。

(株)関鉄クリエイトは、連結子会社である常総産業(株)との合併により、関鉄観光(株)は、連結子会社である関鉄観光バス(株)との合併により、それぞれ消滅しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……4社

主要な会社等の名称：

(株)オリエンタルランド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称：

(株)京葉アドサービス、(株)京成友の会、日暮里駅整備(株)

(持分法を適用しない理由) 持分に見合う当期純損益及び持分に見合う利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、京成電設工業(株)の決算日は12月末日であり、帝都自動車交通(株)、(株)京成ストアほか32社の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引等については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

 其他有価証券

 市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法により評価しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

 市場価格のない株式等

……………移動平均法に基づく原価法により評価しております。

② デリバティブ

 時価法により評価しております。

③ 棚卸資産

 分譲土地建物は個別法に基づく原価法により、その他は主として売価還元法に基づく原価法により評価しております。

 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

 定額法及び定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

 建物及び構築物 5～60年

 機械装置及び運搬具 5～20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

 定額法を採用しております。

 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

 営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

 従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

 退職給付に係る負債は、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 運輸業

運輸業における旅客の運送については、運送サービスの提供に応じて収益を認識しております。

なお、定期乗車券に係る収益については、有効開始月から一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 流通業

流通業における商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③ 不動産業

不動産業における土地及び建物の販売については、土地及び建物を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

④ 建設業

建設業における長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

③ ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

④ 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度において取得原価に算入した額はありません。

⑤ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
(自己株式の取得)

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議し、2024年3月13日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得には一括取得型自己株式取得(ASR)(以下「本手法」)を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

ア. 本手法の概要

当社は、2024年3月13日にToSTNeT-3により1株あたり6,320円で、5,000,000株、316億円に相当する自己株式を取得いたしました(以下「本買付」)。

本買付にあたっては、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるみずほ証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、みずほ証券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

みずほ証券は本買付における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定であると聞いておりますが、みずほ証券が行う当社株式の取得に関して、当社とみずほ証券との間で締結された契約はありません。

次に、本買付においてみずほ証券が売却した当社普通株式の売却金額(以下「受領金額」)については、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間(2024年3月14日から新株予約権の行使請求日又は行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日まで)の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の算術平均値に99.90%を乗じた価格(以下「平均VWAP」)と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権(以下「本新株予約権」)の割当先であるみずほ証券(以下「割当予定先」)との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均VWAPが6,320円よりも高い場合は、本新株予約権を行使価格1円で行使することにより、「本買付において割当予定先が売却した当社普通株式の数」(以下「売却株式数」)から「受領金額を平均VWAPで除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社株式を割当予定先に交付し、逆に、②平均VWAPが6,320円よりも低い場合は、「受領金額を平均VWAPで除して得られる株式数」から

売却株式数を控除して算出される数の当社株式を割当予定先から無償で取得することを合意しています。

イ. 会計処理の原則及び手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当連結会計年度において、連結貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として31,600百万円を計上しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	542百万円
有形固定資産及び無形固定資産	672,246百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、管理会計上の事業ごと又は物件、店舗ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	17,012百万円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	331,167百万円
流動資産その他	161百万円
建物及び構築物	219,310百万円
機械装置及び運搬具	25,792百万円
土地	81,393百万円
有形固定資産その他	2,927百万円
無形固定資産その他	1,561百万円
投資その他の資産その他	20百万円
(2) 担保に係る債務	88,004百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	508,984百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	172,411,185株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,942百万円	11円50銭	2023年3月31日	2023年6月30日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	2,196百万円	13円00銭	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議します。

① 配当金の総額	4,262百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	26円00銭
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月28日

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入や社債発行によっております。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。一部の長期借入金においては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 8,692百万円）については、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券	216,898	1,710,989	1,494,091
資産計	216,898	1,710,989	1,494,091
社債	120,300	113,869	△6,430
長期借入金	140,237	138,837	△1,399
負債計	260,537	252,706	△7,830
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 「現金及び預金」及び「短期借入金」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券	19,961	—	—	19,961
資産計	19,961	—	—	19,961
デリバティブ取引	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券	1,691,027	—	—	1,691,027
資産計	1,691,027	—	—	1,691,027
社債	—	113,869	—	113,869
長期借入金	—	138,837	—	138,837
負債計	—	252,706	—	252,706
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、相場価格のあるものは相場価格に基づき、相場価格のないものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や千葉県などの地域において、賃貸商業施設、賃貸住宅、賃貸オフィスビルなど（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
156,545	232,265

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度末の時価は、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき自社で算定した金額であり、建物等の償却性資産は適正な帳簿価額の金額であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						計
	運輸業	流通業	不動産業	レジャー・サービス業	建設業	その他の事業	
鉄道事業	90,598	—	—	—	—	—	90,598
バス事業	55,243	—	—	—	—	—	55,243
タクシー事業	30,528	—	—	—	—	—	30,528
ストア業	—	40,310	—	—	—	—	40,310
百貨店業	—	9,649	—	—	—	—	9,649
その他	—	1,876	6,638	12,675	17,600	5,042	43,833
顧客との契約から生じる収益	176,371	51,836	6,638	12,675	17,600	5,042	270,164
その他の収益	3,179	3,785	19,380	—	—	—	26,344
外部顧客に対する営業収益	179,550	55,622	26,018	12,675	17,600	5,042	296,509

2. 収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】の「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	22,828百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	23,641百万円
契約資産（期首残高）	5,617百万円
契約資産（期末残高）	8,114百万円
契約負債（期首残高）	9,529百万円
契約負債（期末残高）	7,974百万円

契約資産は、主に、建設業における長期の工事契約において、期末日時点で完了しているが未請求の工事契約に係る対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、主に工事完成時に受領しております。

契約負債は、主に、運輸業における定期乗車券について、顧客から受け取った前受運賃に関するものであり、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において10,740百万円であります。当該履行義務は、建設業における長期の工事契約に関するものであり、期末日後1～3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

[1 株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,778円53銭
2. 1株当たり当期純利益	524円57銭

[重要な後発事象に関する注記]

(簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、当社の連結子会社である関東鉄道株式会社（以下「関東鉄道」）との間で、当社を株式交換完全親会社、関東鉄道を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしました。

(1) 本株式交換の概要

① 株式交換完全子会社の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称	関東鉄道株式会社
事業の内容	運輸業及び不動産業

② 本株式交換の目的

- ・経営資源の効率的な利活用及び迅速な意思決定を行う体制の構築
- ・両社の更なる連携強化によるグループ一体経営の遂行

③ 本株式交換の効力発生日

2024年9月1日（予定）

④ 本株式交換の方式

本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、関東鉄道においては、2024年6月25日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2024年9月1日を効力発生日として行う予定です。

(2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

① 株式の交換比率

当社は、関東鉄道株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」）0.133株を割当交付いたします。ただし、当社が保有する関東鉄道株式（2024年4月26日現在6,135,614株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意の上、変更することがあります。

② 株式交換比率の算定方法

当社及び関東鉄道は、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、受領した株式交換比率の算定書及びリーガル・アドバイザーからの助言等を踏まえて慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資すると判断いたしました。

③ 交付する予定の株式数

531,973株

株主資本等変動計算書

(2 0 2 3 年 4 月 1 日 から)
(2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	36,803	27,845	2,737	30,583	3,038	8,095	108,919	120,053
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△ 4,138	△ 4,138
当 期 純 利 益							67,711	67,711
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	63,572	63,572
当 期 末 残 高	36,803	27,845	2,737	30,583	3,038	8,095	172,491	183,625

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△11,850	175,589	831	831	176,421
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△4,138			△4,138
当 期 純 利 益		67,711			67,711
自 己 株 式 の 取 得	△31,606	△31,606			△31,606
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,988	1,988	1,988
当 期 変 動 額 合 計	△31,606	31,966	1,988	1,988	33,954
当 期 末 残 高	△43,457	207,556	2,820	2,820	210,376

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの

移動平均法による原価法

時 価 法
〔評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定〕

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物

個別法による原価法

〔貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定〕

貯 蔵 品

移動平均法による原価法

〔貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定〕

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物（全事業）

定額法

車両、機械装置、工具・器具・備品（賃貸業用のもの）

定額法

同 上（賃貸業以外のもの）

定率法

なお、鉄道事業の取替資産については、取替法（定額法）を適用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権・貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理することとしております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(2) 顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

① 鉄道事業

鉄道事業においては、主に旅客の運送を行っており、運送サービスの提供に応じて収益を認識しております。

なお、定期乗車券に係る収益については、有効開始月から一定の期間にわたり収益を認識しております。

② 開発事業

開発事業のうち、不動産販売業においては、主に土地及び建物の販売を行っており、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 鉄道事業における工事負担金等の会計処理の方法

鉄道事業において固定資産の取得のために受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該固定資産の取得原価から直接減額しております。なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減じた額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

(3) ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

(4) 支払利息の原価算入

分譲土地建物の開発事業に係る支払利息の一部を取得原価に算入しております。なお、当期において取得原価に算入した額はありません。

(5) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(6) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
(自己株式の取得)

当社は、2024年2月22日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項について決議し、2024年3月13日に取得が完了しております。なお、自己株式の取得には一括取得型自己株式取得(ASR)(以下「本手法」)を用いております。本手法は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に該当するものとして、以下のとおり会計処理を行っております。

① 本手法の概要

当社は、2024年3月13日にToSTNeT-3により1株あたり6,320円で、5,000,000株、316億圓に相当する自己株式を取得いたしました(以下「本買付」)。

本買付にあたっては、みずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」)が当社株主から借株をした上で売付注文をしております。なお、ToSTNeT-3では一般の株主の皆様からの売付注文は、金融商品取引業者であるみずほ証券の自己の計算に基づく売付注文に優先されますので、みずほ証券による売付注文の約定額は一般の株主の皆様からの売付注文分だけ減少します。

みずほ証券は本買付における売付注文の約定の後、借株の返済を目的として自らの判断と計算において当社株式を株式市場の内外で取得する予定であると聞いておりますが、みずほ証券が行う当社株式の取得に関して、当社とみずほ証券との間で締結された契約はありません。

次に、本買付においてみずほ証券が売却した当社普通株式の売却金額(以下「受領金額」)については、当社の実質的な取得単価が本買付以降の一定期間(2024年3月14日から新株予約権の行使請求日又は行使を行わない旨の通知が行われた日の前取引日まで)の各取引日の当社株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の算術平均値に99.90%を乗じた価格(以下「平均VWAP」)と同じになるように、別途、本手法において当社が発行する新株予約権(以下「本新株予約権」)の割当先であるみずほ証券(以下「割当予定先」)との間で当社株式を用いた調整取引を行います。具体的には、①平均VWAPが6,320円よりも高い場合は、本新株予約権を行使価格1円で行使することにより、「本買付において割当予定先が売却した当社普通株式の数」(以下「売却株式数」)から「受領金額を平均VWAPで除して得られる株式数」を控除して算出される数の当社株式を割当予定先に交付し、逆に、②平均VWAPが6,320円よりも低い場合は、「受領金額を平均VWAPで除して得られる株式数」から売却株式数を控除して算出される数の当社株式を割当予定先から無償で取得することを合意しています。

② 会計処理の原則及び手続

ToSTNeT-3を利用して取得した当社株式については、取得価額により貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として計上しております。なお、本手法により取得した当社株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当該会計処理方針に基づき、当期において、貸借対照表の純資産の部に「自己株式」として31,600百万円を計上しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 固定資産の減損

(1) 当期の計算書類に計上した金額

減損損失	一百万円
有形固定資産及び無形固定資産	468,766百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、鉄道事業固定資産は資産一体で、開発事業固定資産は独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である賃貸物件ごとに資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、一定の仮定を設定した将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌期の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当期の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	9,151百万円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画や過去に生じた課税所得の金額等に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

鉄道事業固定資産(注)	209,735百万円
(注) 鉄道事業固定資産は財団組成により有形固定資産(リース資産を除く)を全額計上しております。	

(2) 担保に係る債務

長期借入金(注)	39,773百万円
(注) 長期借入金には、1年内返済予定額(貸借対照表上は短期借入金に計上)を含みます。	

2. 有形固定資産の減価償却累計額	333,299百万円
3. 事業用固定資産	415,999百万円
有形固定資産	
土地	138,494百万円
建物	104,696百万円
構築物	132,980百万円
車両	8,805百万円
機械装置及び工具・器具・備品	11,473百万円
リース資産	19,549百万円
無形固定資産	7,790百万円
4. 保証債務	
下記の会社のリース料に対して、保証を行っております。	
千葉ニュータウン鉄道株式会社	195百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	4,059百万円
長期金銭債権	22,881百万円
短期金銭債務	41,484百万円
長期金銭債務	943百万円
6. 鉄道事業固定資産の取得原価から直接減額した工事負担金等累計額	126,181百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 営業収益	88,646百万円
2. 営業費	76,574百万円
運送営業費及び売上原価	42,818百万円
販売費及び一般管理費	6,756百万円
諸税	6,498百万円
減価償却費	20,500百万円
3. 関係会社との取引高	
営業収益	8,395百万円
営業費	13,948百万円
営業取引以外の取引高	19,824百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	8,484,158株
------	------------

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産

退職給付引当金	6,264百万円
合併による土地評価差額	3,913百万円
減損損失	2,114百万円
未払事業税	1,351百万円
貸倒引当金	1,329百万円
有価証券評価損	1,019百万円
その他	4,084百万円
繰延税金資産小計	20,079百万円
評価性引当額	△9,861百万円
繰延税金資産合計	10,217百万円

2. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△968百万円
その他	△97百万円
繰延税金負債合計	△1,065百万円
繰延税金資産の純額	9,151百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	北総鉄道(株)	所有 直接56% 間接1%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注1)	800	短期貸付金	989
				資金の回収(注1)	944	長期貸付金	8,721
	千葉ニュータウン 鉄道(株)	所有 直接100%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付(注2)	400	短期貸付金	354
				資金の回収(注2)	204	長期貸付金	10,254

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 北総鉄道株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しているものと、同社の経営安定施策としての金利を適用しているものがあります。返済条件は期間20～30年で、年賦返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 千葉ニュータウン鉄道株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。返済条件は期間10～20年で、随時返済、期限一括返済又は3ヶ月毎返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	1,283円35銭
2. 1株当たり当期純利益	401円74銭

[重要な後発事象に関する注記]

(簡易株式交換による完全子会社化)

連結注記表〔重要な後発事象に関する注記〕に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針に係る事項に関する注記]の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。